食糧法の米穀出荷・販売事業者の遵守事項の概要

平 成 2 2 年 3 月

農林水産省

1 米穀出荷・販売事業者の遵守事項について

米穀の需給及び価格の安定を図るためには、加工用米など用途限定された米穀が、定められた用途に適切に供されることが不可欠。

このため、改正食糧法に基づき、用途が限定された米穀の用途外使用の禁止など、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールを整備(平成22年4月施行)。

用途限定米穀の取扱いに関するルール

加工用米などの用途が限定された米穀について、その定められた用途以外の使用及び販売の禁止、他の米穀との明確な区分管理などを義務付け

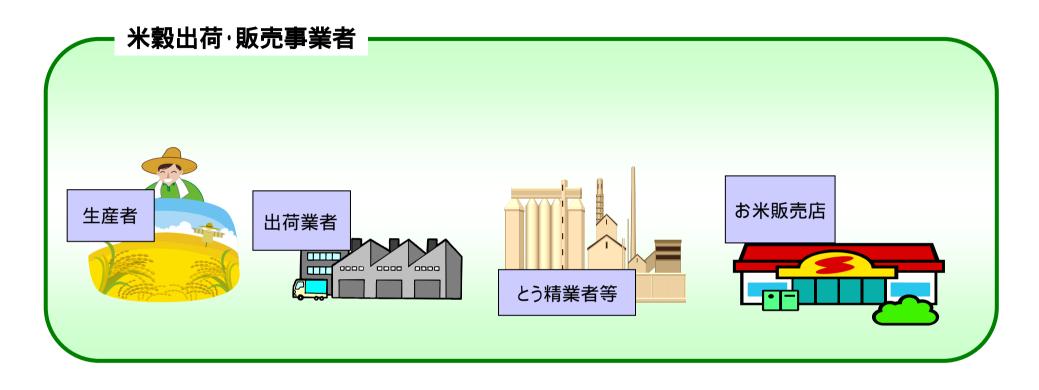
食用不適米穀の取扱いに関するルール

食用不適米穀については、他の米穀に悪影響を与えないよう厳格な区分管理を義務付け、や むを得ず非食用として販売する場合は、食用転用防止措置を義務付け

コンプライアンス体制の確立

用途限定米穀及び食用不適米穀のルールに即して、米穀出荷・販売事業者の業務が適正に行われるよう、法令遵守のための研修、教育などを義務付け

2 米穀出荷・販売事業者とは









加工・製造業者等であっても、米穀の販売を継続反復して行っている実態があれば、米穀の販売事業者となります。

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その1)

用途限定米穀とは、生産調整の枠組みの中で、特定の用途に仕向けられる米穀及び国及び機構はが用途を限定して販売等した米穀

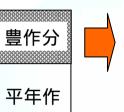
(注)機構:米穀安定供給確保支援機構

加工用米



区分出荷米

(集荷円滑化対策により、豊作による過剰米を 主食用等他の米穀と区分されたもの)



区分出荷米の用途

- ・ 主食・加工用又はミニマム・アクセス 米が販売されている以外の用途
- ・米以外の原料や輸入米粉調製品の原料の代替用途等に限定





新規需要米の用途

- ・飼料用
- ・米粉用(パン、麺等)
- ・輸出用
- ・バイオエタノール用 など

国又は機構が、その用途を限定して販売した米

国が販売するミニマム・アクセス米の用途

- ・加丁用
- ・飼料用



機構が販売する現物弁済米の用途

- ・米粉用
- ・飼料用 等

米粉用米など出荷に際して調製(ふるい)を経た後でなければ、当該用途に仕向けられるべき部分が特定できない場合には、特定された段階で用途限定米穀となります。

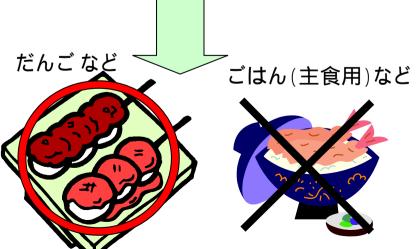
また、飼料用など出荷に際して調製を行わない場合は、収穫された段階でその米穀の全てが用途限定米穀となります。

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その2)

(1) 用途限定米穀の用途外使用の禁止

用途限定米穀は、その定められた用途以外に使用し、又は使用する目的で出荷・販売してはならない。(省令第2条)





(2) 用途限定米穀の保管中の措置

用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」による掲示を行うこと。(省令第3条)

用途限定米穀



はい票せんを掲示

【はい票せんの例】

| 用途 : 加工用米 | | | | | | | | | | | |
|------------------|----|---------|--------------|---|--------------|--------|---|-----------|----|---|-----------|
| 種 類 水稲うるち | 年 | 産 21 | 産 | 地 | <u>銘</u> コシヒ | | | 級包 3 カ | 装ミ | 量 | 目 30kg |
| | | | - | | | . 73.7 | | | | _ | |
| 年月日 21.10.10 | JA | 摘 | 要 | | 受 | 50 | 払 | 出 | | 仕 | 庫 50 |
| 21.10.15 | JA | | | | | 50 | | | | | 100 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 17 |

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その3)

用途限定米穀の販売時の措置

包装等に用途を示す表示をすること。 (省令第4条第1項第1号、同条第2項)

・加丁用の米穀 「清酒等酒類、加工米飯、 みそ等 調味料、上新粉 等粉類、米菓など



・小麦粉等の代替の 米粉用の米穀



・飼料用の米穀



・その他

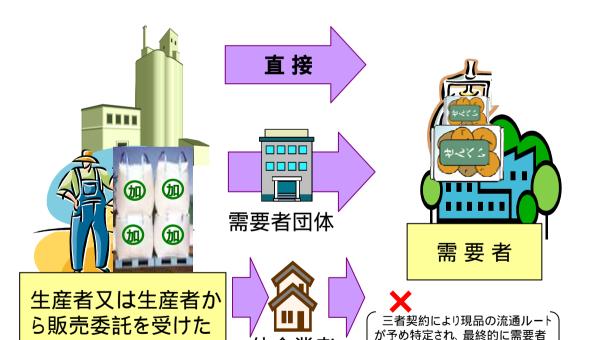
- 「輸出用」等その用途
- ・表示の大きさは、 外円直径30~40mm、 肉幅2~5mm、肉色は、 青色又は緑色。
- ・包装、容器等の見やす い箇所への印刷、押印、 シールの貼付その他の 方法により、鮮明に表示。



が明確に分かる表示

定められた用途に確実に使用すると確認できた事 業者に直接、又は需要者団体を通じて販売すること。 (省令第4条第1項第2号)

需要者団体とは、用途限定米穀の需要者の組織する団体であって、その 構成員である需要者のために米穀の購買に関する共同事業を行う団体をい います。



仲介業者

用途を示す表示については、本施行日(平成22年4月1日)以前に出荷又は販売された用途限定米穀 については、適用しない旨の経過措置(省令附則第2条)が設けられています。

出荷業者(JA等)

に販売されることが確実な場合は、

生産者と需要者の間に仲介者が介 することは、限定的に認められます。

3 用途限定米穀の取扱いに関するルール(その4)

定められた用途に確実に使用されるよう、 契約で措置すること。(省令第4条第1項第 3号)

- ・ 定められた用途に確実に使用する旨の誓約書を提出させること
- · 契約書に他用途転用禁止、契約に違反した場合の違約金条項を明記すること

加工用米の販売に関する契約書(例)

- 第 条 乙は、引渡しを受けた加工用米のすべてを、 用として使用するものとする。
- 第 条 万一、乙が本契約に違反し、 用途以外の用 途に使用・販売した事実が確認された場合、甲に対して、 購入金額に150/100を乗じた違約金を支払うものとする。

(4) 関係機関への連絡

自ら出荷·販売した用途限定米穀の不正使用を 知ったときは、速やかに関係機関(地方農政局又は 都道府県)に連絡すること。(省令第5条)



4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その1)

食用不適米穀とは、食品衛生法(昭和22年法律 第233号)の規定により、販売等をしてはならないこととされている米穀。

例えば

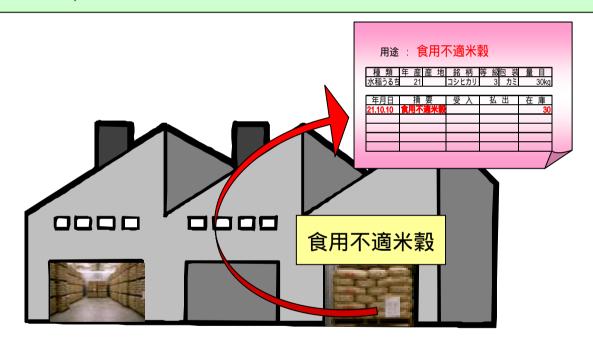
- ・ カビが付着した米穀
- ・ 重金属の基準値を超えた米穀
- ・残留農薬基準値を超えた米穀

食用不適米穀に該当するかどうかの判断は、一義的には事業者自らが判断することとなります(具体的には、直ちに保健所等に確認するのではなく、必要に応じて事業者自らが登録検査機関に検査を依頼することとなります)。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その2)

(1) 食用不適米穀の保管時の措置

食用不適米穀であることが判明した場合、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するため、直ちに、他の米穀とは、別棟等で明確に区分管理し、食用不適米穀であることが明らかとなるよう、「はい票せん」による掲示を行うこと。(省令第6条)



販売済の米穀が食用不適米穀であると判明した場合、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」を参考に都道府県等が営業施設の衛生管理上の措置を定めた条例等に則して、回収、その他必要な措置を講じることとなります。

別棟での管理が困難な場合には、他の米穀と混同をせず、他の米穀の品質に悪影響を及ぼさないよう、明確に区分し、かびの胞子の拡散防止のための被覆するなど拡散防止措置(ロープや仕切り等により周囲と明確に区分するなど)が必要となります。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その3)

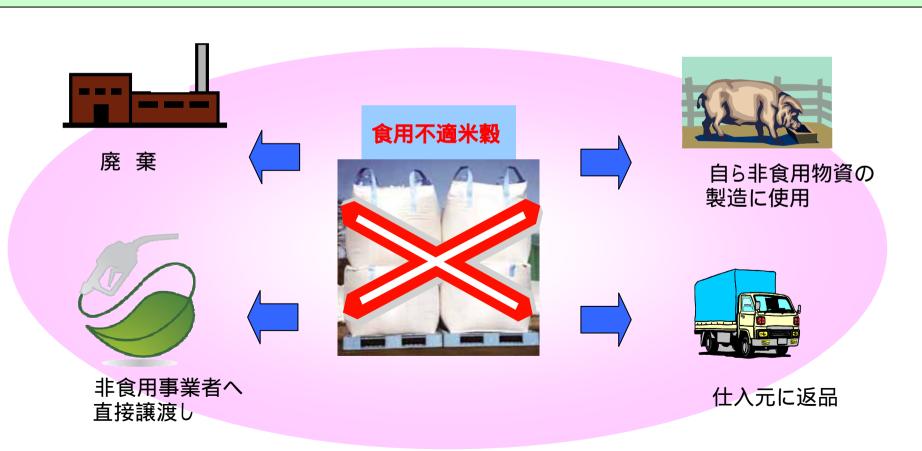
(2) 食用不適米穀の処分

食用不適米穀の処分は、次のいずれかの方法による。(省令第7条)

廃棄

関係法令による規制にも留意し、非食用(飼料用、バイオ燃料用等)として確実に使用すると確認できた 事業者に直接譲渡

自ら食用に供しない物資の製造を行っている場合、関係法令による規制にも留意し、当該用途に自ら使用 仕入元に責任がある場合、返品



4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その4)

(3) 食用不適米穀の譲渡時の措置

食用不適米穀を譲渡する場合((2)の)、次の措置を実施。(省令第8条)

保管中は、引き続き(1)の厳格な区分措置等を実施する。

食用転用防止措置を実施する。

譲渡先と食用転用禁止等の契約を定める。

譲渡先の食用不適米穀の使用状況を適宜確認する。

食用転用防止措置

- ・魚粉(食用以外)と混合する
- ・着色する
- ・原料投入口での原料投入を確認する(製造ライン内で原料の取り出しができない工場に限る)

原料の投入確認を行った場合、 の譲渡先の使用 状況の確認義務も同時に果したと見なすことが可能。

契約等の措置

- ・ 非食用として確実に使用する旨の誓約書を 提出すること
- ・ 食用への転用禁止、契約に違反した場合の 違約金条項、譲渡先の食用不適米穀の使用 状況調査への協力を契約書に明記すること



食用不適米穀



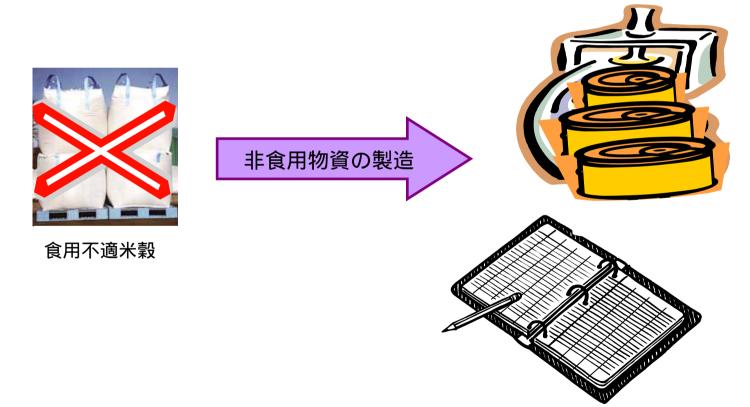
食用不適米穀の使用状況を確認 「 定期的に継続販売する場合は、月ごとに、 [、] 、不定期で販売する場合は、そのロットごとに確認。

食用不適米穀を飼料用と使用する場合、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認の手続きについて」 (平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に従って、使用することが必要となります。

4 食用不適米穀の取扱いに関するルール(その5)

(4) 食用不適米穀を原料とする物資の製造時の措置

食用不適米穀を原料とする物資の製造を行う場合((2)の)、次の措置を実施。(省令第9条)保管中は、引き続き(1)の厳格な区分措置等を実施する。 食用不適米穀を原料とする物資の製造・販売に関する記録を作成し、保存する。



食用不適米穀を飼料用と使用する場合、「食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認の手続きについて」 (平成21年3月18日付け20消安第11157号農林水産省消費・安全局長通知)に従って、使用することが必要となります。

5 コンプライアンス体制の確立等

用途限定米穀及び食用不適米穀の取扱いルールに基づく適正な業務の運営が確保されるよう次の措置を 実施。(省令第10条)

食糧法、食品衛生法、米トレーサビリティ法等の関係法令が遵守され、米穀の食品としての品質管理 適切に行われることとなるよう、必要な研修、教育を 行うこと。

関係法令の内容についての知識を従業員に修得させたり、法令遵守について従業員の意識啓発を行うことが必要となります。

米トレーサビリティ法に基づき、適切な記録の作成及び整理・保存を行い(平成22年10月施行)、問題事案が発生した場合には、関係機関の求めに応じて、同法に基づく記録を速やかに提出すること。

食糧法の米穀出荷・販売事業者 の遵守事項とは 加工用米





保健所、消費者庁、農林水産 省、都道府県等からの求め







米穀出荷·販売事業者

帳簿等の記録の

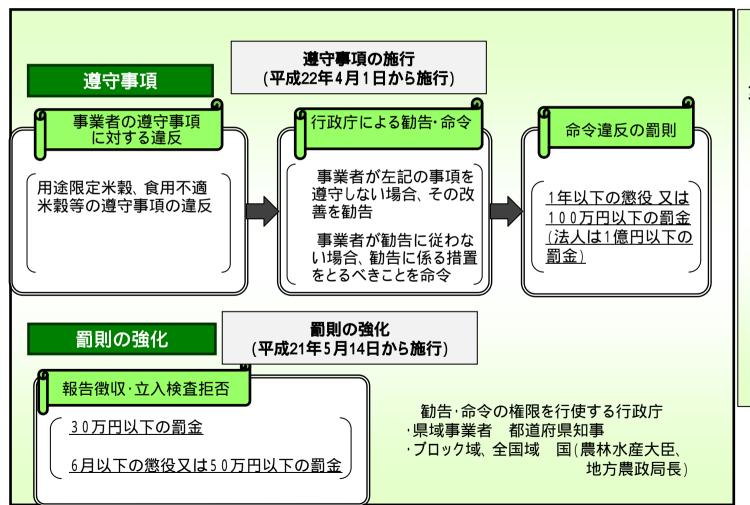




6 遵守事項の実効を担保するための措置等

遵守事項に違反している米穀の出荷・販売事業者に対しては、期間を定め、その業務の方法を改善すべきことを勧告。

勧告を受けた者が、正当な理由がなく、その勧告に従わないときは、期間を定め、勧告に係る措置をとるべきことを命令。



食糧法 (抜粋)

(報告及び立入検査)